諮問番号：令和元年度諮問第２４号

答申番号：令和元年度答申第２７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年７月１３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求書における主張

遡及して支給された障害年金を、特許を取得して生活保護から脱却し、社会復帰するための資金に使いたいと考えているにもかかわらず、全額没収されるのは、憲法第２５条及び法第１条の趣旨に反しており違法である。

（２）大阪府行政不服審査会が審査請求人から令和元年１０月１５日に受領した主張書面における主張

　　　令和２年１０月１日までには特許による収入を得る予定である。入金すれば、遡及年金を返還する予定である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）遡及年金の法第６３条に基づく返還について

本件についてみると、保護開始前（平成２３年１１月）に遡及して年金受給権を取得したことから、保護開始時（平成２５年７月）から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなり、保護開始時から支給した保護費相当額が返還対象となる。

審査請求人は、遡及年金を生活保護脱却のために活用したい旨主張しているが、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」にあたるかどうかについては、過去に支給した保護費相当額を返還した上で判断することとされていることから、返還ではなく自立生活に充てるべきとの審査請求人の主張は認められない。

（２）費用返還額の決定について

処分庁は、審査請求人から申し出があった年金裁定請求時の診断書料を必要経費として、また、老朽家電の購入費用を自立更生費等として、それぞれ遡及年金受給額から控除した額を費用返還額として決定しており、処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらない。

（３）まとめ

以上のとおり、審査請求人の主張は認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、処分庁の指導不足、説明不足等に縷々不満を述べているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和元年１０月　１日　　　諮問書の受領

令和元年１０月　２日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１０月１６日

口頭意見陳述申立期限：１０月１６日

令和元年１０月１５日　　　審査請求人からの主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領（口頭意見陳述を希望する日時：令和２年１０月１日）

令和元年１０月１８日　　　第１回審議

令和元年１０月２３日　　　審査請求人からの資料を受領

令和元年１０月２９日　　　審査請求人に対して、口頭意見陳述を実施しない旨を通知（審査請求人の主張は、すでに提出された書面で明らかであり、また、審査請求人の希望する日程では、簡易迅速に国民の権利利益を救済するという審査請求制度の趣旨にもそぐわない為。）

令和元年１１月　８日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

（３）「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の１の（１）は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」と記した上で、①から⑥を掲げており、「③　当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第８の３の(３)に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）第８の４０の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）」、「④　当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。（後略）」、「⑤　④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(２)により取扱うこと。」及び「⑥　当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記し、(２)には、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(１)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。（後略）」と記している。

（４）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）第８の問４０の答(２)は、「（前略）実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」を具体的に示しており、クでは、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」と示している。

（５）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（１）は、「（前略）年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２５年７月３０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２８年１月１５日のケース記録票には、「Ｈ２７．１０．２６に書類を整え、○○○○の病名で障害年金申請を年金事務所に提出した。その結果を本日、年金事務所に確認に行く予定。生活保護から自立し、年金と就労収入で生活をしていきたい希望あり。」と記載されている。

（３）平成２８年２月２２日に処分庁が審査請求人から受領した国民年金・厚生年金保険年金証によれば、受給権を取得した年月は平成２３年１１月と記載されている。

（４）平成２８年３月１５日のケース記録票によれば、処分庁は同日に審査請求人から収入申告書及び通帳の写しを受理し、障害年金２，４４１，３０１円が入金となったことを確認した上で、支給保護費が返還対象額より上回るため、全額返還となる旨及び経費等の控除がある旨を審査請求人に説明し、審査請求人が了承したことが確認できる。

　　　また、必要経費については、処分庁は同日に審査請求人から「診療費領収書（診断書料）」及び「日常生活用品必要経費見積」を受理し、審査請求人に対し、診断書料及び日常生活用品等の経費については、後日開かれる検討会議を経て、返還金額が決定される旨の説明をしたことが確認できる。

　　　一方で審査請求人は、遡及支給された障害年金の全額を、特許を申請するための費用に充てたいと主張していることが確認できる。

（５）平成２８年５月１８日のケース記録票及び同日に開催されたケース検討会議・ケース診断会議記録票によれば、審査請求人が必要経費としての認定を希望した、年金請求時の診断書料及び老朽化した日常生活必需品の購入費用について、必要経費として認定してよいか検討したことが確認できる。また、年金請求時の診断書料及び老朽化した日常生活必需品の購入費用として審査請求人が提出した見積もり書に記載されている内容は、年金請求時の診断書料が７，５６０円、老朽化した日常生活必需品の購入費用が液晶テレビ１０２，０９０円、冷蔵庫１１３，１５０円、掃除機５４，２００円、炊飯器４３，４２０円、洗濯機７６，６２０円、整理タンス３７，６００円及び食器棚３９，９００円の購入費用総額の４６６，９８０円である。

（６）平成２８年７月１１日のケース記録票及び同月１３日に開催されたケース検討会議・ケース診断会議記録票によれば、審査請求人が必要経費としての認定を希望していた、年金請求時の診断書料及び老朽化した日常生活必需品の購入について、最低限度の範囲内で妥当であると判断したことが確認できる。また、処分庁が、前記（５）の見積もり書の内容は社会通念上容認される程度を超えているとして、審査請求人に見積もり書の再考を求めた後の年金請求時の診断書料及び老朽化した日常生活必需品の購入費用として審査請求人が提出した見積もり書に記載されている内容は、年金請求時の診断書料が７，５６０円、老朽化した日常生活必需品の購入費用が、冷蔵庫９６，９８４円、掃除機１９，２２４円、炊飯器２３，２２０円及び洗濯機５３，７８４円の購入費用総額の１９３，２１２円である。

（７）平成２８年７月１３日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行った。

（８）平成２８年１０月１１日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）遡及年金の法第６３条に基づく返還について

前記２（３）のとおり、審査請求人は保護開始前である平成２３年１１月に遡及して障害年金の受給権を取得したことから、保護開始時である平成２５年７月から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして、保護開始時から支給した保護費相当額が返還対象となる。

一方で、審査請求人は、遡及して受給した障害年金を生活保護脱却のために活用したい旨主張している。

しかし、前記１（３）で示されるとおり、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」にあたるかどうかについては、過去に支給した保護費相当額を返還した上で判断することとされていることから、返還ではなく自立生活に充てるべきとの審査請求人の主張は認められないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

（２）費用返還額の決定について

処分庁は、審査請求人から申し出があった障害年金請求時の診断書料及び老朽家電の購入費用のそれぞれについて、前記２（５）及び（６）のとおり検討会議を開催し、必要経費及び自立更生費等として、遡及年金受給額から２０８，７７２円を控除した額である２，２３２，５２９円を費用返還額として決定しており、処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子